

会 議 録

| | | | |
|------------------------|---|---------|-----|
| 会 議 名 | 第 3 5 期小金井市公民館運営審議会第 5 回審議会 | | |
| 事 務 局 | 公民館 | | |
| 開 催 日 時 | 令和 2 年 2 月 1 2 日（水）午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 8 分 | | |
| 開 催 場 所 | 萌え木ホール B 会議室（小金井市商工会館 3 階） | | |
| 出 席 委 員 | 國分委員長 渡邊副委員長 菅沼委員 雨宮委員 杉山委員 畠山委員 増山委員 嵯峨山委員 新井委員 | | |
| 欠 席 委 員 | 浅野委員 | | |
| 事 務 局 員 | 林公民館長 大久保事業係長 中川庶務係長 岡本緑分館長 松本貫井南分館長 | | |
| 貫井北・東分館 事業運営受託者 | N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 村山分館長 鈴木分館長 | | |
| 傍 聴 の 可 否 | 可 | 傍 聴 者 数 | 0 名 |
| 傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由 | | | |
| 会 議 次 第 | <p>1 報告事項</p> <p> (1) 都公連委員部会運営委員会について</p> <p> (2) 公民館事業の報告について</p> <p>2 協議事項</p> <p> (1) 小金井市公民館中長期計画について</p> <p>3 審議事項</p> <p> (1) 公民館事業の計画について</p> <p>4 その他について</p> <p>配付資料</p> <p>送付資料</p> <p> (1) 第 4 回公民館運営審議会会議録</p> <p> (2) 都公連委員部会運営委員会について</p> <p> (3) 公民館事業の報告</p> <p> (4) 公民館事業の計画</p> <p> (5) 月刊こうみんかん No. 5 0 2</p> <p> (6) きたまち空間 第 5 8 号</p> <p> (7) 図書館だより 第 5 5 号</p> <p>当日配付資料</p> <p> (1) 業務委託（第 3 回）について（菅沼委員作成）</p> <p> (2) 公民館事業の運営委託について</p> | | |

| | |
|--|--|
| | <p>(3) 公民館施設使用料の有料化（第1回）について （菅沼委員作成）</p> <p>(4) 26市の公民館又は類似施設の有料化状況調査結果 （平成30年度）</p> <p>(5) 三者合同研修会（畠山委員作成）</p> <p>(6) とうきょうの地域教育 No. 138</p> |
|--|--|

会 議 結 果

- 國分委員長 定刻より早いのですが、第5回公民館運営審議会を始めたいと思います。よろしく願いいたします。
- 林公民館長 おはようございます。公民館長です。
初めに、これまで未選出となっておりました学識経験者の委員として、早稲田大学の新井浩子先生が、この間選出されまして、本日出席されておりますので、一言ご挨拶いただければと思います。新井先生、お願いいたします。
- 新井委員 よろしく願いいたします。新井でございます。私は今、早稲田大学とか聖心女子大学などで授業を持っているんですけども、大学の出身は早稲田大学になりまして、分野としましては教育学の社会教育になります。学生時代は下村湖人の煙仲間とかの研究も若干したことがあります。小金井市には記念館がありますので、今回、記録などを読ませていただいたときに、「そう、ここにあるんだ」というのをすごく実感したりしました。ただ、小金井市の公民館にはあまり伺ったことがありませんので、今回を機会にいろいろ行かせていただけたらなと思っています。
公民館では、ライフプランニングですとか、キャリアデザイン関係の講座などを結構やらせていただいております。昨年度は、国立市公民館で女性のキャリアデザイン、主に小さいお子さんのいらっしゃる女性向けの講座だったんですけども、あと、現在、国分寺の公民館で、サクセスフルエイジングという高齢者対象の講座の講師もやっております。
いろいろ不勉強ですけども、どうぞよろしく願いいたします。
- 國分委員長 よろしく願いします。
- 林公民館長 ありがとうございます。
申しわけありませんけれども、本日、市議会の行財政改革推進調査特別委員会が同時刻に開催されますので、公民館長も対応が必要になりますので、ここで退室させていただきます。あとは、庶務係長のほうで進行をやらせていただきますので、よろしく願いいたします。
- 中川庶務係長 おはようございます。校長先生がいらっしゃらなくて、フルメンバーがそろわなかったんですけども、次はきっとと思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。
館長が退席させていただきますので、かわりに進行させていただきます。
まず初めに、会議録の承認ですが、第4回審議会の会議録について、何か修正等がございましたらご発言をお願いいたします。よろしいですか。
- 國分委員長 ありますか。
(「なし」の声あり)
- 國分委員長 では、これで承認ということで、皆様よろしいでしょうか。
- 中川庶務係長 ありがとうございます。
それでは、お配りした資料について確認させていただきます。
まず、先日、郵送でお配りした資料についてです。送付資料(1)が

ただいまご承認いただきました第4回審議会会議録になります。送付資料(2)が菅沼委員作成の都公連委員部会運営委員会について、送付資料(3)が公民館事業の報告、送付資料(4)が公民館事業の計画、それから、月刊こうみんかん No. 502、きたまち空間第58号、以上になります。

それから、本日、机の上に置かせていただきました資料について確認いたします。当日配付資料(1)が菅沼委員作成の業務委託(第3回)について、当日配付資料(2)が公民館分館事業の運営委託について、当日配付資料(3)が菅沼委員作成の公民館施設使用料の有料化(第1回)について、当日配付資料(4)が26市の公民館又は類似施設の有料化状況調査結果(平成30年7月)、当日配付資料(5)が畠山委員作成の三者合同研修会、それから、冊子でとうきょうの地域教育 No. 138がございます。

足りないものがある方はいらっしゃいますでしょうか。

國分委員長 大丈夫ですか。では、資料のほうは、そちらでお願いします。

1 報告事項

(1) 都公連委員部会運営委員会について

國分委員長 それでは、1の報告事項からお願いいたします。(1)都公連委員部会運営委員会については、菅沼さんから。

菅沼委員 菅沼です。それでは、報告いたします。

今日、新井委員が初めて来られていますので、都公連の組織を初めに説明いたします。都公連は、館長部会、職員部会、公運審が担当する委員部会、研修部会の4つの部会があって活動しております。

公運審は委員部会の担当になっておりまして、今、11市ありますが、各市から公運審が1人ずつ出て活動しております。その委員部会の報告でございます。ちなみに、今年は小金井市が部会長市になっておりまして、部会長は私がしております。

委員部会ですが、第10回と第11回が前回の公運審以降に行われました。第10回は1月21日、第11回は2月1日研究大会が終わった後にやりました。1月は研究大会の準備、2月は研究大会の反省会ということで実施いたしました。

2番ですが、研究大会が2月1日に行われまして、まだ速報ですが、全体会の参加者は237人という数値になっています。場所は昭島で行いました。午前中の基調講演「公民館の役割、再発見」は佐藤一子先生にお願いして、社会教育の展開、公民館の発展、今後の社会教育のあり方、そんなことを話していただきまして、非常に有意義だったと思います。小金井から約40人弱の方が参加されまして、ご苦労さまでございました。

午後は、部会に分かれての集会がございまして、第4課題別集会が委員部会の担当でございました。次のページ、課題別集会次第というのがございまして、ここで見ていただきますと、事例発表が2件、町田市と小金井市から発表がありまして、その後、グループ討議をして、グループ発

表をして、助言者のまとめをして終わりました。テーマは、「公民館講座受講後の活動の継続と発展～学びを超えて、さらなるステップアップ～」ということで、学芸大倉持先生に助言者をお願いして行いました。

結果は、3月4日までに10ページぐらいにまとめるということになっています。第4課題別集会には78人の方が出席されました。今、加盟市は11市ありますが、非加盟市、調布、立川、東村山、あきる野市からの参加が今回もございました。この4市は、もともと加盟していたんですが、いろいろな事情で、現在は非加盟になっている市でございますが、こういう市、それから、その下に書いてございますが、八王子市の職員の方が資料をとりよってきたということで、加盟、非加盟にかかわらず、三多摩地区の各市の人が結構参画されました。あと、職員と、公運審と、市民は、小金井市の場合には企画実行委員です。その構成等も書いてございます。

次のページですが、結果的にアンケートがまとまりましたので、報告をしておきます。78人のうちのアンケートの回答者は59人、回答者の構成は資料のごとくで、参加した感想は、とてもよい、よいが大半で、普通は1人おりました。無回答は5人です。普通に丸をつけた人は、今回、事情がありまして、ほかの課題別集会から、この集会に回ってきた人で、それがおもしろくないということで、普通に丸をつけております。

それから、その後、選んだ理由、動機、あるいは、その下にご意見、ご感想をとということの大きなところを書いておられますが、非常に全体的に盛会で終わったということでございます。

國分委員長 ありがとうございます。2月1日の全体的な報告がありましたけど、ここの委員の方もほとんど参加されていたので、最後のその他で、この研修会のご感想、ご意見等を発表していただきたいと思っておりますので、一旦ここでこの件は終わりにいたします。

(2) 公民館事業の報告について

國分委員長 公民館事業の報告に移ってよろしいでしょうか。お願いします。

大久保事業係長 事業係長です。お手元の送付資料(3)公民館事業の報告について、ご説明させていただきます。前回の会議以降、各館で実施終了した事業をまとめたものでございます。今回、本館2件、東分館1件、緑分館1件、貫井北分館6件、以上、貫井南分館を除く4館で、合計9事業を実施いたしました。詳細につきましては1ページから11ページまでをごらんください。

國分委員長 ありがとうございます。これについて、ご感想とか。菅沼さん。

菅沼委員 菅沼です。感想を含めてですが、この中で今回、3つの館から高齢者学級の報告がありました。それから、月刊こうみんかんの中で一覧にしてまとめて、高齢者学級の次年度募集をしておりますが、非常に軌道に乗ってきているなという感じがしました。

1つだけ質問ですが、例えば、本館等の応募者数と受講者数を見ると、応募者数が大分上回ってきているんです。本館ですと、募集40人で応募

60人、受講40人に限るということで、抽選になっております。ほかの館も45人ということで、応募者数が受講者数を上回ってきているなどという感じがするんです。まず、応募者数がオーバーしたときは抽選するのが原則かというのが1点です。また、抽選は公平にやるのか、あるいは古い人は外して新人の募集を始めにするのかとか、そういう考え方を1回整理しておいたほうが良いと思うんですが、その辺の考え方、特に本館は今どういうふうにされているのでしょうか。

大久保事業係長 事業係長です。抽選につきましては、企画実行委員さんにしていただいております。まず、新しい方を優先に人数を固めまして、空きがありました場合には抽選でリピーターの方を選んでいくという方法で決めさせていただきます。

菅 沼 委 員 それで、今後シニア層が増えてくると、応募も増えてくると思うんだけど、ずっとそういうやり方でいいのか、枠を広げるのか。いずれ問題として出てくると思うので、今日は、回答は要りませんから、その辺を少しずつ考えていただきたいなど。多分、応募者がどんどん増えてくると思うんですね。そうしたときにどうするのかなというのがちょっと気になりますので、よろしくお願いします。

國分委員長 ありがとうございます。じゃ、よろしく。はい。

大久保事業係長 事業係長です。分館長とあわせて検討を進めさせていただきたいと思っております。

國分委員長 よろしく申し上げます。ほかにご感想とかありますか。

2 協議事項

(1) 小金井市公民館中長期計画について

國分委員長 それでは、協議事項に移ってよろしいですか。前回に続いて業務委託等を中心にした話ですが、小金井市公民館中長期計画について、いつもは公民館から説明いただいているんですが、今日は菅沼さんから願います。

菅 沼 委 員 当日配付資料(1)を見てください。業務委託第3回についてと書いてございます。1枚めくって、横に書いてあります浴恩館青少年センターの歴史と緑分館の宿泊設備の有効活用についてと、これが今までの第1回、第2回の資料のまとめです。

新井先生、今回が初めてですので、前回まででやったことの内容をざっと説明してみますと、1つ、先ほど浴恩館の話が出ましたが、浴恩館青少年センターというのは、こういうような歴史で小金井の輝かしい財産だというのが1点でございます。

それで、昭和3年から書いてございますが、下村湖人が館長になったとか、青年団の活動をやって、教育塾型の活動をしてきましたと。その後、昭和48年に浴恩館を市で買い取って、浴恩館、空林荘等の施設は文化財センターとして管理しています。それで、いわゆる機能として、青少年センターとしての活動については、公民館、緑センターが引き受けるということで現在に至っております。そんな歴史があります。

1 ページ目に戻っていただきまして、1 番の緑センターですが、公民館、緑分館の宿泊施設の有効活用についてというのは、今お話ししましたように、平成3年、緑分館開所時に、公民館、図書館とともに青少年センターの機能であった宿泊機能、野外活動機能、レクリエーション機能を緑分館に取り入れて、総合的に緑分館が総合管理するということになってございます。

このうち、宿泊機能、野外活動機能、レクリエーション機能は、ほかの4分館にはない緑分館の貴重な財産だという認識をしてございます。そのために、宿泊機能としては、畳敷きの研修室3室、シャワールーム、浴室、さらに調理ができる家事実習室がありますと。こういうところが過去の歴史です。

それで、前回と前々回の公運審の中で話したまとめを一応しております。これでよろしいかどうかというのはまた後で議論してもらえればいいんですが、上記のうち、特に宿泊施設については、利用状況に示すごとく利用率が低い。先ほどの3ページにあります、年間で多い年で23回、少ない年で9回ということで、せっかく上記のような設備があるのに、これを生かし切っていないというのが問題です。

それから、もう一つは、青少年の地域、あるいは公民館への参画が少ないというのが課題だといっているわりには、この施設を利用した活動をもっとできないだろうかというのが2点目の問題点。

それから3点目は、現状の規定では宿泊設備の利用は18歳未満となっているということで、青少年が活動できる基準になっていないと、この見直しをすべきだということで、こういうことを見直しすると、それから、利用者にあまりこの施設がPRされていないし、使用基準が曖昧だと、この問題点があります。

それで、前回いろいろ議論がありましてまとめてみましたが、宿泊設備の利用実態の解析、これは当然ですが、利用率向上、有効な活用活動をやってみたらどうかと。この際には、18歳未満という規定を外してくれと。それを外して、青少年にも活動できるような活動を一度やってみよう。それから、公民館として宿泊設備等について、今後どういうふうに取り扱っていくのかという考え方を、利用状況を含めて整理していこうと。その後、使用基準、活動内容の明確化をしましょうと、こういうことをまずやるべきではないかというのが1点目の話です。

その裏に、野外調理機能、レクリエーション機能は、基本的には現状と同等の感じでいいだろうと。外的要因というのは、例えば、野外調理場はバーベキュー設備ですから、周りに人家ができて、もうあんなに臭う設備はやめてくれとか、そういう環境の変化があればそのときに考えると。それまでは現状どおりでいいだろうと。野外調理場とテニスコートは非常に稼働率も高くて、今のままでいいんじゃないかということ結論づけました。

それからあと、緑の運営委託については、貫井北、東センターの業務の運営委託が非常に評価を得ているので、並行して、先ほどの活動をいろいろ

ろして宿泊設備等の利用を含めた上で、事業運営委託で進めていったらいいのではないかという結論にしました。

それから、貫井南センターについては、公民館と児童館の複合設備で、児童館は子ども家庭部児童青少年課の所管であるということで、公運審だけでいろいろ検討はできないと。東児童館は10年も前に委託しているんですが、ほかの児童館の委託が進んでおらず、これはいろいろな問題点があると聞いております。そういうところを児童青少年課のほうでどういうふうにするか情報をいただいてから、公運審としては業務委託について考えたいと、こういう結論でいいのではないかということでございます。

それから、5つの館うち、今、2つは業務委託なんです。さらに、あと2つの館について業務委託を進めていきますと、公民館職員の育成をどうするかという問題が出てくるだろうと。やはり、直営の市の職員の育成を今後どうやって考えていくかということを経験すべきだと。職員は、やはり、社会教育、公民館の活動の一番の核であるという認識でおります。そういう意味で、職員をどうやって育てていくかも今後考えていく必要があるだろうと、こんなふうにとまとめてみました。

今まで、1、2回で出た意見も含めて書いたつもりですが、ご意見があればよろしく申し上げます。

國分委員長

この間発表していただいた内容の確認で整理していただきました。これについていろいろ緑センターの問題点とPR不足等が出ていますので、後で説明してください。

それでは、とりあえず菅沼さんの資料で何か質問とかありますか。とりあえずいいですか、じゃ。そしたら、中川さんのほうから、ちょっと公民館側の見解を。

中川庶務係長

庶務係長です。次に、当日配付資料の2をごらんいただけますでしょうか。公民館側から公民館事業の運営委託についてという資料で提出しております。

これまで2回、時間を使って話し合いをさせていただきまして、問題点も大分明確になってきたのかなと考えております。菅沼委員と事前に打ち合わせをさせていただいておりまして、菅沼委員からの問題点の問いかけに対する回答というわけではないんですけども、公民館での整理した内容をこの資料にまとめております。

まず、1番の緑センター、センターといったときには、公民館と図書館の複合施設という意味で使っていただければと思います。緑センターについては、これまでも、指摘があったように、宿泊と野外調理場とテニスコートという、ほかの館にはない緑センター固有の機能や設備があります。宿泊の部分は、特に夜間や緊急対応の責任ということを考えてみると、こちらについては、やはり、市が直接管理かなと考えておりまして、これは、委託するしないにかかわらず、今後とも市が直接管理させていただこうかなと思っております。

野外調理場については、先ほどもあったように、今、周辺地域に住宅

が増えてきているので、様子を見ながらと考えております。

テニスコートについては、2年に1回大規模修繕を行っております。大規模修繕についてはもちろん市が行って、通常の運営については、鍵を貸して回収するといった内容になると思いますので、これについては委託の中に含めたいと考えているところです。

設備についてはこのような考えを持っているところなのですが、2番の緑公民館の事業については、青少年センターの後に建っているという歴史的な経緯も引き継いで、緑としての地域性のある公民館事業を実施するように努めたいと思っております。

渡邊委員から前回、緑でどんなことをしているのかわかるといいなというようなご要望がありましたので、簡単ではありますが、こちらに平成30年度、おとしです、緑分館で行った公民館事業についてリストをつくらせていただきました。題名を見ていただくと何となく内容が想像できるかなと思うんですけども、子どもの体験講座を非常に多くやっております。かつ、野川の生き物観察とか、浴恩館公園の池を使った生き物観察、子どもと自然の触れ合いとか、あとは、国際交流イベント、生活日本語などの国際交流にかかわる事業。それから、どの館でも行っております高齢者学級。裏を返していただいて、最近、緑分館長が頑張っていて、スタジオジブリさんに来ていただいたりしています。あと、東京農工大学と連携させていただいて、先端の技術を学ぶといった成人大学講座、こういったことをしているのが緑の特徴かなと考えております。

青少年センターで行っていた子どもと科学、国際交流といったような視点については、緑の公民館事業の中に十分に引き継がれていると考えています。なので、こういったところを今後も力を入れて、新しい情報とかも取り入れて進めていきたいと考えております。

3番の宿題でいただいているような委託に向けた整理すべきところにつきましては、宿泊の機能については、既に年齢制限の改正に取り組んでおります。大体、規則を改正するのに急いでやって3カ月ほどかかります。既に改正に着手しておりますので、4月か5月には規則を改正した状態で皆様にお示しできるかなと考えております。

それから、4月から新しい年度が始まりますので、規則改正とあわせて、宿泊についてのPRについても力を入れたいと考えておりますし、あとはやはり、浴恩館公園や文化財センターとの連携も生かした事業というものも考えていきたいと思っております。

ここまでの緑センターについての市の考えになります。

2番について、こちらも簡単なんですけれども、今度は貫井南センターのほうです。南センターは、公民館と児童館の複合施設で、児童館につきましては、部が異なる児童青少年課の管轄ではございますけれども、小金井市では、行財政改革の一環として、全ての課において、業務委託が可能な事業については委託を考えるという大前提で事業を進めております。児童館においてももちろん委託を考えており、ご指摘のと

おりなかなか進んでいないけれども、委託をやめるわけではないと聞いております。ですので、公民館としては、児童青少年課と相談しつつ、委託の方向で整理させていただきたいと思っております。

また、緑センターについてなんですが、来年度と再来年度、少し規則も改正して、PR等を進めてみて、事業の整備も進めてみて、大体令和4年度を目安に、委託に踏み切れたらなというような目安を持っております。

南センターですが、こちらは児童館との足並みを揃えたりするのにもう少し時間がかかるだろうということで、こちらは令和5年度が目安かなというふうに今考えているところです。

公民館と児童館あわせて運営することで連携の効果が得られるようなことを目標に進めていきたいなとは考えているところですが、もしかしたら、公民館が単独で委託ということもあり得るのかなと。これは、やはり、児童青少年課との折衝の様子を見てかなというふうには考えているところです。

市からについては以上になります。

國分委員長

菅沼さんからいろいろ問題点の要望が出ていると思うので、それに対して緑センター長の考え方とか、それをちょっと追加して。

岡本緑分館長

いただいております資料の中の1つ目のまずPR不足のところにつきましては、例年、市報に小金井市の公共施設の状況というのが載っていきまして、その中に公民館で宿泊ができるというのは載っていたんですが、すごい小さい記事なので、多分どなたも見られたことがないのかなと思います。

先ほど説明にありました規則改正の関係もありまして、月刊こうみんかん5月号1面で、改めて青少年センターのことも含め宿泊などをPRをさせていただこうと思いき、今準備を進めているところです。ホームページなどもあわせて今後作成をしまして、規則改正とあわせて更新しようと思っております。

次に、設備を利用した活動についてなんですけれども、現在、内部でも検討は進めております。今まで、あまり実施をしてきていない事業でもありますので、どれだけの人員が必要なのか、また、どういうPRをしたほうがいいのか、ここが一番課題になると思いますが、どういう対象を呼んで実施していくのか、そういったことについて今細かく確認をしながら進めているところです。

年齢制限につきましては、できる限り多くの方が利用できるよう、18歳未満という文言について撤廃する方向で検討を進めています。

使用基準については、基本的には研修、もしくは学習目的ということをお大前提に考えておりますので、基準をあまりガチガチにしてしまうと、逆に許可ができなくなってしまうこともあるので、研修であったり、学習ということが目的であれば貸し出しはしていきたいと考えているところです。

先ほど庶務係長からあったとおり、緑分館では、子ども体験講座とい

うのが特徴的な事業の1つになっております。こちらは、親子のきずなを深めるということも目的の中にありまして、子どもだけを対象とするのではなくて、できれば親子で参加してもらい、親子で一緒に体験を通して、ふだんお子様と触れ合う時間が少ないお父さんとかお母さんとかであれば、一緒に料理をつくったり、一緒に工作をすることで、子供の成長を感じてもらおうような事業の1つになっております。

ほかに、国際交流の関係につきましても、こちらは、毎年国を変えて、その国の方が自分の国をPRをしていただきながら、小金井市の市民の方と親交を深めてもらうという目的で実施している事業です。

生活日本語教室というのは、逆に、今小金井市に住んでいる外国人の方に生活に必要な日本語をお伝えして、小金井市で住む上で、ほかの方々と日常会話ができるようにすることを目的にやっている事業となっています。

そのほか、裏面にあります事業につきましても、ほかの館と同じような事業をやっていたり、講座の名前があるというような状況にあります。

ざっくりではありますが、緑分館については、今のところこういう考え方でおります。

國分委員長 菅沼委員 それでしたら。はい。

委員長、私の意見と言われましたけど、そうじゃなくて、1回目、2回目の皆さんの意見をまとめたので、公運審として、こういう方向ですということ。

國分委員長 菅沼委員 それはそうです。公運審としての意見で。

それで、いつも公運審、何も結論を出してないじゃないかと、こういう話もあったので、一応、こういう方向で、今回は業務委託についてはやりますということ、結論を出していただければありがたいと思います。

國分委員長 前回も菅沼さんが提案されたのをみんなが認めて、これでお願ひしますということだったので、それは言い直します。申しわけありません。

菅沼委員 それでいいですよ。はい。

國分委員長 それで、いろいろ活動についても検討していただいているようですが、何か、具体的な項目が出ているんですか。

岡本緑分館長 まだできる、できないが明確なことが言えないので。どれにしても、ちょっと準備と、協力していただける方など呼び込みをしないといけないものがあるので、まだ、今、3案ではありますが、どういうことができるかを考えているところです。

國分委員長 ありがとうございます。かなり期待しています。

菅沼委員 おもしろそうです。

國分委員長 町会とかを活用したほうがいいかなと思います。PTAとか。

増山委員 せっかく子ども対象の企画も考えてくださっているのですが、どのくらいニーズがあるかわからないんですけれども、こんなのがあったらいいなというのを話ししてもいいですか。

國分委員長 PTAのほうのPR？

増山委員 PTAとしてというよりはという感じなんですけれども、貫井南の児童館で、毎年、天体観測の会があるんですけれども、どうしても早い時間になりがちなので、星を見て、うどんを食べて、帰るという会なんですけれども、それが、もし宿泊も絡められれば、少し遅い時間までできるかなと。

菅沼委員 いいじゃない。

國分委員長 いいね。

増山委員 三鷹に国立天文台もあつたりするので、専門のお話とかも伺えたらいいなという期待が。もし、よろしければご検討ください。

菅沼委員 緑分館には屋上があつて、プラネタリウム設備が一応あるんです。

増山委員 そうなんですか。

菅沼委員 うん。何もなければ、高台があるんですよ。そういうのは昔から歴史があつて、プラネタリウムという設備が緑分館にはあるということになっているんですよ。そういうのも使ったらいいと思いますね。

國分委員長 ぜひ。

菅沼委員 いろいろ話が膨らんでいいけれども、そういう方向で、今日の方向はいいですね。

國分委員長 よろしいですか。ほかの方も同意していただいていますか。

杉山委員 杉山です。今の盛り上がりは非常にうれしい話になっておりますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。ただ、ちょっと私、今日、当日配付資料の中で気になったところは、野外調理場、これ、非常に利用頻度が高いとお聞きしたんですけれども、「現状のままの使用方法、継続は難しい」、この一文にひっかかりました。

國分委員長 周辺地域の人の問題でしょう、それ。

中川庶務係長 庶務係長です。野外調理場は人気がありまして。ご利用になったことがありますか。

杉山委員 はい。

中川庶務係長 1つは、やはり火を使っているんで煙が出るんです。今までは、周りにあまり人家がなかったんですが、今後、宅地開発されて、野外調理場のすぐ近くに住宅が来るかもしれないと。そうなったときに、ほんとうにこのままできるのかというのは、様子を見ながらということで、そのように書かせていただいております。存続を望む声は非常に多く出ておりますので、どういう方法があるのかなと、今、我々も頭を悩ませております。

菅沼委員 ちょっと補足というか、緑センターの前の梅林を市で買うという話があつて、それが買えなくなったんです。ということは、一般の人が買って、家が建ったら、その横でバーベキューなんかやっちゃいけないんだということを、私は情報としては得ているんですよ。そういう意味で、環境が変わったらどうなるかというのが心配ですねと、ちょっと書いただけです。

杉山委員 そこもあわせてでお尋ねしました。

國分委員長 市が買うのはどうなんですか。

岡本緑分館長 市が買うことについては、金額が折り合わず、最終的にだめになったということを我々も聞いてはおります。ただ、幾らでだめになったかとか、詳しいことはちょっと済みません、この場ではわからないので、お話はできないところです。

あと、野外調理場の隣に民家ができたとときの対応策についても、我々の内部では何度も検討させていただきました。1つは、煙やにおいの対策が何かできないかということを考えましたが、業者の方とも相談したんですけれども、においや煙を出さないようにするためには、あそこを家のように囲うしかない。煙突などすごい高いものを建てて煙を上へ逃がしたとしても、においを消すことは難しいと言われております。

じゃあ、公民館緑分館のすぐそばに移転させたらどうなのかということなんですけれども、移転させた場合、逆に、緑分館の隣のマンションの方々や、一番手前の土地が隣接しておりますので、その住居の方が同じようににおいや煙の被害を受けるだろうと。何千万円もかけて、野外ではなく屋内のように形にすれば、煙やにおい対策として換気扇などにフィルターなどをつければ、確かにできなくはないかもしれませんが、何千万円もほんとうにかけなきゃいけないのかということも、やはり我々は検討しなければならないので、いろいろ検討はしてはいるんですが、今の段階では、隣に民家が建ったり、もしくはスーパーなども建てしまった場合、その購入者、もしくは運営されている方々と話し合いをして、継続をするかどうか判断する必要があるかと考えています。

杉山委員 なぜこういうことを言うかといいますと、今、東京直下型地震で、小金井公園に防災本部が立つ、言葉遣いが正しいかどうかわかりませんが、防災本部が立ち上がるんじゃないかと。で、訓練もあそこで、瓦れき撤去訓練だとかも行われておりますので、せっかく万が一の防災対策にもなり得るものを、ここでみすみす、何ていうのかな、手放す方向に行くことに対して残念だなという気持ちがどうしても残ってしまいます。

國分委員長 それも含んで検討していただいているんですよね。

岡本緑分館長 そうです。

國分委員長 していただくということしか、ちょっとできないかなと。

岡本緑分館長 済みません。例えば、お金をかけない方法とすると、ガスコンロを使う方法であったり。ただし、肉を焼くと、においや油が近隣の方の洗濯物についてしまう可能性があります。また、ガスコンロだと味気ないとか、そういう問題も出てきますし、基本的にはお肉や魚ですとにおいが出てしまうので、煮物しかちょっとできなくなってしまうかもしれない。

菅沼委員 個別では、それはもう。全体の考え方として。

國分委員長 いろいろあると思いますけれども、考え方はそういうことでいいですか。だけど、料理のにおいなんていうのは普通の家だって出るよね。ちょっとほかの件もあるので、いいですか。後でちょっと教えてください。

杉山委員 はい。

| | |
|--------|---|
| 雨宮委員 | 雨宮ですけれども、ちょっといいですか。時代的にCO ₂ の関係もあると思うんですよ。 |
| 國分委員長 | ああ、そうですね。 |
| 雨宮委員 | 野外調理場をつくって、そこからCO ₂ が排出された場合、どうなのかなど。 |
| 國分委員長 | いや、そんなすごくない。 |
| 雨宮委員 | 積み重なれば、そこその量になると思います。 |
| 國分委員長 | SDGsの考え方からすれば。 |
| 杉山委員 | 確かに。 |
| 雨宮委員 | そういうことも考えておかないとあれかなと思って。 |
| 國分委員長 | じゃあ、その辺は、個別にあったらまとめたいと思います。 ちょっと聞いてもいいですか。バングラデシュの国際交流イベントって、SDGsで問題になった、紡績工場が崩壊して、職工さんが大勢死んだという問題ですか。 |
| 岡本緑分館長 | そういう内容ではなかったです。 |
| 國分委員長 | そうですか。はい、わかりました。 |
| 岡本緑分館長 | バングラデシュを紹介するということで、企画実行委員のご家族がバングラデシュにお仕事でよく行かれていたので、お知り合いの方をご紹介いただいて、まず1回目でバングラデシュについて紹介し、2回目でバングラデシュの国の料理を参加者全員で一緒につくって食べました。 |
| 國分委員長 | 中長期計画の今日の課題については、緑センターの問題がある程度、両者合意を得ましたので、その方向で進めていただくということと、貫井南センターについては次回でいいですか。次回以降で。 |
| 菅沼委員 | はい。それで皆さんの意見がいいですねということ、まず公運審として決めたらいい。 |
| 國分委員長 | 公運審としてどうですか。いいですか。 |
| 菅沼委員 | じゃあ、そういう方向でいきましょうよ。 |
| 渡邊副委員長 | いいですか。貫井南センターについて、この前の第56回研究大会のときに国分寺の人から意見がありまして、国分寺は既に公民館と児童館で、児童館に来た子を公民館に引き入れるような事業をやっているから、そういう事例を勉強すると、今後の貫井南センターの運営に生かせるのではないかと思います。次回までに、実際、何をやっているのかをちょっと調べていただきたいと思います。 |
| 國分委員長 | それでいいですか、皆さん。 |
| 菅沼委員 | じゃあ、もう今日の方向はそれでいいんだな。 |
| 國分委員長 | じゃあ、中長期計画についての方向は、今日はこれでいいですか。有料化は次回でいいですか。 |
| 中川庶務係長 | ちょっとよろしいですか。庶務係長です。それでは、これまで南と緑のセンターの業務委託についてお時間いただきまして、大体、目指すところ、整理するべきところとしては、皆さんからのご意見と、我々の考えも一致したということで、業務委託については1回ここで締めさせていただけたらと思います。ありがとうございます。 |

当初、第35期が始まったときに皆さんにお配りしている第35期のスケジュールでは、本日の回では受益者負担、有料化について踏み込むことになっておりました。こちらですけれども、本日、当日資料（3）と当時配付資料（4）をお配りしております。この2点が有料化についての資料になりますが、内容について簡単に触れさせていただいた後、本日はこれについては特に触れずに、いろいろ、アンケート調査の結果もありますので、4月までに皆さん、ちょっと目を通していただいて、ご自身の考えをまとめていただけたらと思って、本日、配付させていただいております。なので、ちょっとだけ資料を説明させていただけたらと思いますので、菅沼委員のほうから。

菅沼委員
國分委員長
菅沼委員
國分委員長
菅沼委員

じゃあ、委員長、やるんですか。

時間的に大丈夫ですか。

大丈夫ですよ。

だから、読んでもらえば。

今日、別に結論を出すんじゃないなくて、一応、配付資料の内容を、こんな構成ですというのをざっと説明しておきます。で、次回、いろいろ議論してもらったらいいんですが。

一応、私が用意しました有料化についての資料のまず1番、小金井市のこれまでの動きですが、小金井市発行の「公民館のあゆみ」359ページ、資料2、小金井市公民館条例の項目の中に、小金井市の有料化に対する考え方として、昭和46年6月14日、公民館使用料を無料とし、利用者の便に供するための一部改正をした。以降、小金井市公民館施設使用料は無料のまま現在に至っている。

この改正は、第2に改定使用料はと書いていますが、これまで社会教育法第20条の目的に使用する場合は使用料は徴収しないが、他の目的に使用する場合には次のとおりの使用料であった。これを無料としたというのがこのときの改正です。昭和46年から、小金井市については公民館の施設使用料は、どの活動も無料ということで現在まで至っているというのが1点でございます。

それから、参考資料2は、公民館施設使用料の実態調査ということで、前回もお渡ししましたが、一応、今回もつけてあります。1枚めくってもらいまして、公民館使用料の実態調査、2020年1月25日、都公連の委員部会発行のものがあります。これは、都公連の委員部会ですから、基本的に加盟している11市の活動内容を調べたものでございます。それで、参考資料の勉強で、ちょっとここについていませんが、前回の資料には公民館の使用はなぜ無料であるべきかと、こういう資料をつけています。これは、ちょっと今日、ついていませので、新井先生にはあとで1部お渡しします。

この中でまとめたのが、真ん中に主な意見交換、こういう考え方が、施設使用料の有料化には、憲法のもとでいけば、基本的人権の尊重、あるいは教育の機会均等等で無料にすべきだという考え方と、受益者負担という考え方、それから行政の財政上待ったなしだと、こんな意見がい

ろいろありますということを書いています。

各市の実態調査ですが、基本的に11市の中で、条例で規定、規定なしを含めて無料のところは4市あります。有料としている中で、ほぼ有料が町田市と狛江市です。それ以外は、有料としていますが、減免措置でほとんどお金を取っていない市が5市ありますと、こんな形になっています。

一応、細かく見てもらえばいいんですが、裏のページに施設使用料の徴収方法と徴収総額というのがございまして、例えば昭島市ですと会場の使用料とか、こういうふうには書いていますが、これを見てもらえばいいです。それ以外の展示室とか、音響施設とか、陶芸とか、これは別で、今回は施設使用料の問題にだけ限って話をしております。

まとめとして、国立市、西東京市、小金井市、福生市は無料、条件つき有料としている市でも日野市、国分寺市は無料、昭島市は年間79万円、小平市は138万円、東大和市は27万円と、非常に少額というか、100万円程度の額を取っています。有料とすると、町田市で1,194万円、狛江市で808万円というような額を徴収しています。徴収方法は、チケットを購入するとか、窓口で払うなどの方法でやっております。細かくは見てください。

次のページに、公民館施設使用料に関する規定ということで、各市の根拠規定というものが右にありまして、これは公民館条例が大体できております。その中で、減免措置をどういうふうに行っているかということで、それぞれの減免措置の規定を書いております。

例えば、真ん中に国分寺市がありますが、法第20条の目的に使用する場合以外は使用料を徴収するとか、下から3行目の福生市も法第20条、それから一番下も法第20条、基本的に社会教育法の第20条に合致する目的で行う会議、講座等については無料というのが、基本的に各市のとっている考え方かと思えます。それとは違う考え方でやっているのが町田市と狛江市だと、そんなまとめ方になるかと思えます。

あと1枚、最後に、公民館の使用料はなぜ無料であるべきかという資料がつけてあります。今日はついていませんので、前回、配っておりますので、皆さんはお持ちと思えます。新井先生には後ほどお渡しします。

その次のページには、公民館中長期計画の策定ということで、平成29年7月20日に、公運審が館長からの諮問による答申を出した中の14ページと、それから参考資料をつけております。ここに、公民館使用料の受益者負担についてということで、ざっと書いてございます。先ほどと同じような説明になりますので、一応、読んでもらって、次回に備えていただければいいかと思えます。

その基本資料として、次の資料6、公民館施設使用料の有料化に対するいろいろな考え方。先ほどの憲法、教育基本法、社会教育法からいって、こうあるべきだ、無料であるべきだという考え方。それから、公民館は地域の課題を解決して、地域に貢献しているのではないか、そういう活動に対して金を取るのかと、そういうような意見。あとは、小金井市

議の意見も、一応、書いてございます。前回、回答をいただいた中で、5名、はっきり有料化についての意見があったんですが、明確に有料化に反対が4人、賛成が1人、それ以外は利用者や関係者の思いを尊重して議論すべきということで、公運審の議論なんかを期待しているということかと思えます。それから、行財政改革では、公民館業務の見直しで公民館業務の有料化を提言していると、このような背景があります。

その次は、行財政大綱策定の意識調査の中のアンケートを並べてございます。

このような資料がありますので、1ページに戻っていただきまして、1ページの1番、2番の参考資料は説明いたしました。次回、この読み合わせをやって、いろいろな方向性を出していったらどうですかということと、4番目に、もう一つ並行してやらなきゃいかんのは、新市庁舎内の多目的室での公民館講座、サークル活動時の規定、これも含めて有料、無料をどうするのかを考える必要があるだろうという問題提起です。

その裏に、考えられる案として、無料から有料まで、いろいろな条件付きの考え方もあるし、減免措置をつけた有料もあるし、こんな案が考えられるかなというようなことを書いてございます。次回、このあたりのどんなところを落としどころにしていくのか、議論していただければいいのではないかとということで、資料の提供と説明でございます。

中川庶務係長

庶務係長です。立て続けで申しわけないんですが、4月から、有料化、受益者負担について時間をとって話し合いをさせていただきたいと思っておりますけれども、我々の置かれている、ほかの市の状況についてまとめたものになりまして、こちらのA3の紙は平成30年7月に、多摩26市の調査をさせていただいたものの結果一覧になっております。

市が26市並んでおりまして、そもそも公民館があるか、ないか。公民館がないという市もありますので、そういったところについては生涯学習センターとか、そういったところの状況を聞いております。公民館のある、なし。公民館がある場合、使用料のある、なし。もし、あるとしたら、有料化されているとしたら、減免規定のある、なし。そして、減免の場合は、こういった条件だったら減免しているのかということについて、まとめた一覧になっております。

最後のページにまとめがあるんですけども、多摩26市のうち条例で規定する公民館を設けている市が、小金井市を含めて18市、条例で規定する公民館がない市が8市。どのような施設を置いているにしても、その施設は有料であると回答した市が21市、無料であると回答した市が3市、混在、有料の施設もあるし、無料の施設もあると回答した市が2市。有料と回答した市の中で、減免規定があると回答したが19市、減免規定は特にないと回答した市が5市、無料なんだけれども、正確に言うと減免ではなく免除しているんですといった市が2市。つまり、減免規定がある市は計21になるかと思っております。

減免の要件のところは、規定の条文を書いているので読みにくいとは

思うんですけれども、例えば障害者団体であれば減免するとか、あるいは何%だったら減免するとか、そういった他市の状況が一覧でわかるものをつくっておりますので、こちらについても少し目を通していただけたらと思っております。

話し合い自体は、4月に開始させていただけたらと思っておりますので、その前に何か知りたいことがあったら、お伝えいただければと思っております。

國分委員長

ありがとうございます。

今、菅沼委員提案の資料は町田市と狛江市が有料で、中川係長から出していただいたものは町田市が。これは時期的には別ですか？

中川庶務係長

菅沼委員のほうが新しいです。これは去年の7月です。

國分委員長

新しいんですね。じゃあ、これ、変わっているということ？

中川庶務係長

内容は変わってはいないと思います。

國分委員長

有料なんですよ。

中川庶務係長

有料です。

國分委員長

有料だけど、減免とかある。

中川庶務係長

町田市は、公民館あり、使用料あり、減免規定ありになっておりますが、全額または半額免除の減免規定があつて。

國分委員長

何かちょっと、だんだんわからなくなってきたんですけれども、ここで有料21市となっていて、こちらは2市だったので。

菅沼委員

基本的に私の資料は、先ほども言いましたけれども、今、都公連加盟している11市のデータです。今の中川係長の資料は多摩26市のデータです。

渡邊副委員長

ああ、分母が違います。

菅沼委員

そういうことです。

國分委員長

勉強するにしてもかなり難しいなど。理論とかも加えると。

中川庶務係長

そうですね。上から、この市は有料なんだとか、どんな人を減免しているんだという感じでは一っつと見ていただくことできると思います。

國分委員長

そのぐらいの見方はするとしても、根本的な考え方をここでまとめなくちゃいけないでしょう。

中川庶務係長

庶務係長です。第33期、平成29年に答申を出していただいております……。

國分委員長

途中で悪いんですけれども、小金井市の場合は14ページの本市の答申を基準にしたいということでもいいですか。

中川庶務係長

そうですね。はい。

國分委員長

この方向で、ちょっと考えていただければと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。4月の会議までに、ある程度まとめていただいて。

1回で終わらないですよ。

中川庶務係長

1回では終わらないと思っております。

國分委員長

じゃあ、4月までの宿題が出ましたので、よろしくお願ひします。

中川庶務係長

お願ひいたします。

新井委員

幾つか質問してもよろしいですか。

國分委員長

はい。

新井委員

新井です。よろしくお願いします。

いろいろわからないので、済みません、細かいところから教えていただきたいんですけども、なぜ市側の施設ですと、公民館でないものの施設、生涯学習センターとか、そういうものと一緒に資料をおつくりになったのかというのは、どうしてこのようにされたんですか。

中川庶務係長

庶務係長です。こちらの資料は、ある市議の方から多摩26市の状況を調べてほしいという依頼があって、作成した資料になっております。例えば三鷹市ですとか武蔵野市は、既に公民館という条例を持っていらっしゃるんです。

新井委員

そうですね。

中川庶務係長

ただ、かなり類似した施設であるという視点から、三鷹市の生涯学習センターとか、武蔵野のコミュニティセンターについても状況を調べさせていただいた資料になります。

新井委員

なるほど。コミュニティセンターとか、生涯学習センターですと、公民館とは違う、そもそも受益者負担をよしとする施設をつくりたいという観点からつくられた歴史がありますので、公民館と一緒にこのように、まぜこぜと言ったら申しわけないんですけども、区分なく並べられると、議論の上では、資料としてはちょっと不十分というか、客観的でないかなと感じました。

歴史的に見ると、そもそも公民館の無料の原則ですとか、学習権を保障するというものを、あと、公運審のような市民参加の制度ですね。こういうものに関して変えたいという考え方が出たときに、新たにつくられたのが生涯学習センターでしたり、コミュニティセンターだったんです。ですから、内容は一緒だからといっても、目指すところが全く違うことがありますので、26市を見て、参考にはもちろんなると思うんですけども、例えば生涯学習センターのところはほとんど有料だから、公民館のある市も有料にすべきだという議論はちょっと違うかなと。もし、それをやるとすると、公民館をなくするというか、公民館をなくするのか、なくさないのかという議論のほうになってしまいますので、そこは注意して議論したほうがいいのかと思いました。

國分委員長

重要な問題ですね。

新井委員

あと、もう一つなんですけれども、有料化したときに幾らぐらいの収益を上げることを見込んでいらっしゃるんですか。

中川庶務係長

庶務係長です。まず、最初の当日配付資料(4)についてのご指摘、ありがとうございます。そうしたら、これを見ていただくときには、市の名称の隣に、公民館のある、なしについて記載されておりますので、ここがなしとなっているところは、そもそも公民館ではないということで、ちょっと注意して見ていただけたらと思います。

2点目の、どのぐらいの収益を見込んでいるかという点なんですけど、小金井市全体で、受益者負担を進めてほしいという行財政改革の考え方がございます。それに基づいて、平成29年に一度、公運審に諮らせて

いただいて、受益者負担の考え方というのはわかったけれども、いろいろな減免も考えるべきではないかというような内容で答申をいただいておりました、一度、職員内で計算をしております。

受益者負担するときに料金を設定するための、市の計算方法がございまして、それに当てはめて計算してみたんですが、既に有料化されている集会施設という施設がございまして。こちらはコミュニティ文化課というところが所管しております、公民館とは違って、個人の方でも使うことができます。使用料については1時間100円です。そういったこともあるので、集会施設の金額とあまり乖離が出ることも望ましくないだろうということをお考えつつ、料金については一度、計算させていただいております。

あとは、例えば年間に1,000万円欲しいので割り返して1時間幾らという計算ではなくて、この施設は大体このくらいの大きさで、何人収容の施設だから幾らになりそうだとお見込んだ上で、かつ集会施設とあまり金額の差が出ないような料金設定をした上で、積み上げという形になるかなと考えているのが一つ。

あとは、答申で既にいただいているとおり、減免規定を設ける必要があるのではないかと。ただ、その場合、どの範囲まで減免の対象にするのかといったことについては、まだ市のほうでそこまで公運審とも具体的に話し合ったことがないんですね。なので、それについて4月から少しお時間をいただけたらと思っております。それで、他市の減免の状況について、詳細に記載した資料を配らせていただいているという感じです。特にこの資料を何したいとか、そういったことはないです。

新井委員 貸し館でお金を取るというのと、学習活動に参加するときにお金を取るというのと、あと、市民が自主的に公民館を使って何か活動するときにお金を取るというのとあると思うんですけども、それについてはどのようなお考えでいらっしゃるんですか。

菅沼委員 ちょっといいですか。私、前回の公運審の委員に入っていますから、この回答を出した1人なんですが、やはり社会教育法の第20条に合致する活動、それについては基本的には無料だと考えて書いたつもりです。

あとは、社会教育に合致する活動と、それ以外のサークル活動をどういうふうに分けるかというのは非常に難しいと、その辺が一つ議論になったところがございます。だから、一つの活動が、これは社会教育法に合致する活動なのか、それとも、ただのサークル活動なのか、その見分けを、基準をどういうふうにつくるかというのが非常に難しいなという議論もございました。

それから、それであれば、例えば社会教育関係団体の登録というのがあるわけです。そういう登録した団体の活動は全部無料にすると、そうしたほうが簡単ではないかと、そういう議論もございました。

だから、減免規定については、そういう議論をしたんですが、前回の公運審でこうしようというまとめまでは行っていません。今回の4月、

5月の議論の中で、公運審としてどういう方向にしようかというのがまとまればいいんじゃないかと思います。行政は行政の考え方がある、だけど公運審としてはこういう考え方で行ってほしいというのは、当然、公運審の意見をまとめて出すべきだと思っていますので、今日は先ほどみたいな意見がいろいろあるでしょうということを並べたんですが、次月、その次でどういうふうに皆さんが判断されて、公運審としてはこういう意向で行きましょうというのが、まとまればいいんじゃないかと思っています。

新井委員

なるほど。承知いたしました。いろいろな自治体の状況とかを見ているんですけども、まず公民館の目的というのを社会教育法の第20条で規定してしまっていて、今、私も文言をスマホで調べたんですけども、「公民館は、市町村その他一定域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り」、これは戦後なので、そういうモラルの問題が入っているんですけども、「生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定めてあるんです。ですので、公民館の事業自体は一部の人だけの目的ではそもそもないというのがありまして、公民館がやっている事業自体は全てが公共性のあるものだと考えられるわけです。

ほかに、公民館の施設を利用するという貸し館機能のほうですと、一部の人だけが使って利益のある活動があるのではないかとか、他市の人が使うのではないかとか、そういう議論はあったんですけども、こちらの公民館の利用の実態がどうなっているのかによって、そこは違うのではないかと思うんです。

コミュニティセンターなんかですと、こういった市民が主体的に使う以外の活動、具体的には貸し館活動を増やしたいということがありまして、そもそもそれを目的の一つにコミュニティセンターをつくり、施設料を取るようになったという経緯がありますので、公民館の事業を有料化するかどうかというのは、菅沼委員がおっしゃったようなものと、もちろんそれもそうなんですけれども、実際、どういうふうに使っているのかというところを見て、やはり公共性のあるものが行われているということだったらどう考えるかというふうに、もうちょっと具体的にどうなのかということを知れたらなと思うんですが。

國分委員長
渡邊副委員長
國分委員長
新井委員
中川庶務係長

難しい。いよいよ大変なところに来ちゃった。

それを4月からやるというのですか？

一旦皆さん勉強していただいて。第20条も確認していただいて。

そうですね。

庶務係長です。一つだけ。公民館の主催事業、今、事業係長からご説明あったものについては、これは有料化する考えは全く持っておりません。実は、公民館は、小金井市は統計上、まだ数字はとれていないんですけど、やはり貸し館の部分が非常に多くを占めているというのもありまして、この統計をとるのは非常に難しいんですが、何とか頑張ってみた

いと思います。

新井委員　でも、割合的にどういうぐらいなのかとかですね。じゃあ、貸し館事業が相当増えているということなんですね。

中川庶務係長　そうですね。

新井委員　なるほど。

國分委員長　じゃあ、その辺で済みません、これは宿題で、専門の先生のご意見があつて、非常にわかりやすくなってきましたけれども、一応、答申のところも、14ページの資料もちょっと確認していただいて、4月に備えてください。では、協議事項は、今日はこれで終わりにさせていただいて、審議事項に移ります。

3 審議事項

(1) 公民館事業の計画について

國分委員長　公民館事業の計画について。

大久保事業係長　事業係長です。送付資料(4)公民館事業の計画をご説明させていただきます。

こちらは、公民館各館において、おおむね次回の公運審の会議までの間に実施予定である事業をお示しした資料でございます。今回、本館3件、貫井南分館1件、東分館1件、緑分館1件、貫井北分館を除く4館から合計6件の事業を提出しております。概要をごらんいただきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いたします。

以上です。

國分委員長　ありがとうございます。ご質問等ありますか。これは、いいですか。

4 その他について

國分委員長　そうしましたら、済みません、冒頭に申し上げていました2月1日の公民館の研修大会のことでちょっと、報告会の説明から。

大久保事業係長　事業係長です。第56回東京都公民館研究大会を受けまして、2月4日の火曜日、報告会を実施いたしました。ご参加の皆さん、大変お疲れさまでございました。私のほうから、参加人数のみご報告させていただきたいと思います。公運審委員4人、企画実行委員10人、職員11人、合計25人が出席いたしました。

國分委員長　ありがとうございました。

渡邊副委員長　私は行かなかった。

菅沼委員　公運審は5人です。

國分委員長　ああ、そうか、そうか。報告会。行ってないですね。報告会はそういう数字で。失礼いたしました。

松本貫井南分館長　じゃあ、報告会、実際に行われた貫井南センター長、松本さんの話を。公民館貫井南分館の松本と申します。

1時から2時の研究大会の報告会に引き続きまして、時間を15分置いて、2時15分から4時15分、場所は公民館貫井南分館で、3者合

同研修会を行いました。同日、2月4日のことでございます。

テーマは「若い世代を公民館へ呼び込むために」ということで、助言者に東京学芸大学准教授の倉持伸江先生においでいただいて、行いました。

参加者は30人、職員14人、企画実行委員11人、公運審5人ということでございます。

当日は、グループ討議ということで、6グループつくりまして、それぞれグループごとに議論をしていただいたものでございます。このテーマ「若い世代を公民館へ呼び込むために」ということで、若い方を呼び込むための事例集などをもとに、事前に、ジャンルごとに分けたもので、各グループに議論していただきました。そのジャンルは、講座、連携・協働、場づくり、運営、それからチーム公民館ということで、それぞれのジャンルに合った課題共有とアイデア出しをしてもらって、発表してもらいました。

講座は、2グループということでやっていただきました。かいつまんで、どういった意見が出たか、案が出たか、アイデアが出たかということなんですけれども、講座では、テーマに沿って、若い世代を呼び込むためには、待っているだけではだめだと、企画者が若者に入って、若者を知ることから始めてはいかがですかということ。それから、チラシなどに頼らず、芋づる式に、口コミによるマンパワーでどんどん問いかけをしていく。

連携・協働では、大学生に公民館で日ごろのゼミの研究発表をしてもらう、または特色のある市内の高校などが資源活用していくといったこと。それから、企画実行委員に大学生など若者を入れる、でないアイデアが出てこないのではないかな。

場づくりでは、各公民館に和室がありますので、こたつを置いて子供の居場所をつくってみてはどうか。

運営では、公民館の中にインスタ映えする場所をつくってはどうかというような意見も出ました。

チーム公民館では、企画実行委員の人選で、子育て世代の参加できる環境整備が必要なのではないかというご意見が出されました。また、公運審の方にも、実際に現場に来てもらったり、年2回の企画実行委員の連絡会などにも顔を出していただければいいのではないかな、というご意見もありました。

学芸大学の倉持先生から講評ということで、今回出た、今すぐにでもできそうなアイデアは、公民館をよくするための具体的なものでありますので、それぞれの立場で、どれか一つでも引き受けてもらいたい、持ち帰って検討していただければと思う、ということをおっしゃっていました。今回、行った研修会にも大学生を入れてみてはという先生のご意見もあったりして、全体的には皆さん活発に議論して、意見が出されていて、中には笑い声なども出ているような班もありましたので、とてもフレンドリーに、友好的に行われた有意義な研修になったのではないかな

と、私のほうでは思っております。

以上でございます。

國分委員長

ありがとうございました。

それでは、2月1日の研修も含めて、畠山委員から、当日配付資料が出ているので、ちょっとお話しいただくか、あとは、ほかの方からもご意見いただけたらと思います。

畠山委員

畠山です。2月1日、倉持先生の講座がありました。昭島ですかね。それにはほとんどの方が参加されていて、具体的な理想論を発表しました。

続いて行われたのは、小金井の3者合同研修会というのが、2月4日、1時から、公民館南分館学習室で行われました。このときには、具体的に若い世代を公民館に呼び込むためのアイデアを、そういう案があるのかという議論に、私の班はなっていたんですけども、具体的にコミュニケーションづくりの場をどうするのかということは、シニア層と若手層の融合作というんですけども、これはなかなか、口で言うのは簡単なんですけれども、具体的に公民館がどうやってやるのかというところまではまだ煮詰まっていないので、この点に関しては、公民館運営審議会、あるいは実行委員会で具体的にその策を練らないと、絵に描いた餅になってしまうのではなかろうかと、そんなふうに私は感じました。だから、まだこの辺のことは、その実効性については、今後、公運審で検討していかなくてはいけないのではないかと。前回、鈴木分館長に参加してもらったんですけども、そこで完全な、こういう方向があるという結論が出ていないので、どういうコミュニケーションのつくる場を公運審として提言するのかということは、これから検討していかなくてはいけないのではないかと、そんなふうに感じました。

國分委員長

ありがとうございます。松本分館長がいろいろ挙げていただいた案がありますので、これは含まれて……。これは、研修会の話で。

畠山委員

そうです、そうです。

國分委員長

1日の研修に関して、何か印象に残ったこととかあれば出していただければ。増山委員。

増山委員

増山です。今回、初めて研究大会に参加させていただいて、すごく学びが多い機会で、ありがたかったです。

午前中お話を聞いた中では、公民館がどういう場なのか、社会教育のために市民に開かれている場だということ、歴史的なところから説明していただけて、私はほんとうに知らないことばかりだったので、すごく有意義だったと思います。

午後からは、第4分科会で、菅沼委員が担当してくださっているところに参加させていただきました。事例発表も、ちょうど子育て世代のお母さん方のグループと、小金井市でプレーパークをされている方ということで、すごく身近な話題でもあって、共感するところも多いなと思いつながりながら聞いていました。

今日の公民館の有料化というお話ともつながるなと思いつながりながら、いろ

いろいろ考えていたんですけれども、公民館講座の中でつながりができて、自主グループみたいな、サークルのような形で継続していこうと思ったときに、やはり場の問題、費用の問題がハードルとしてあって、なかなか継続が難しいというお話も出ていました。一方で、公民館長とかとも同じグループだったので、いろいろ職員さんとして、すごく市民に寄り添いながら、形をつくっていこうと努力されている方のお話も直接伺えた中で、それだけサポートしてくれる場所があるというのがすごく大きいと思ったんです。なので、やはり市民が何らかの形で社会に、自分たちの自主的な働きかけで参加していこうと思ったときに、場が開かれていることがすごく重要なんだなというのを感じた会でした。済みません、うまくまとまっていなくて。

國分委員長
渡邊副委員長

ありがとうございます。ほかに何か。渡邊副委員長。

分科会は第2グループに参加しました。基調講演をされた佐藤さんと同じテーブルだったのですが、国分寺市の公運審の委員長をされているそうで、いろいろな話があった中で、ひきこもりというキーワードになりました。ひきこもりそのものは、公民館とあまり関係がありませんが、取り巻く家族や友達関係とか、その人たちを公民館にいかに関係が呼び込むかという話がありました。当然、その場だけでは解決できませんが、3月28日午後2時から国分寺市の本多公民館で具体的な話し合いがあるということで、行ってこようかと思えます。

私の周りにはひきこもりの人はいませんが、友達の関係ではいるということで、今後の対策として、話を聞くことによって、予備知識になると思います、そういったことが現実にあるわけなので、そういった人たちに公民館の場所を活用していただいて、なるべく、少子高齢化なので、そういったひきこもっている人はもったいないので、社会になるべく若いうちから復帰していただくような手だてができればと思って、聞いてきます。よろしくお願ひします。

國分委員長
渡邊副委員長

ありがとうございます。何日とおっしゃってました？

3月28日です。

國分委員長
渡邊副委員長

3月28日の。

中川庶務係長
國分委員長

それは調べていただければ、具体的に。

渡邊副委員長
國分委員長

本多公民館ですよ。

渡邊副委員長
中川庶務係長

そうそう。本多公民館で、何時から？

渡邊副委員長
中川庶務係長

午後2時から。

國分委員長

じゃあ、一応、関心のある方はどうか、行ける方は。

新井委員

特に、パンフレットは有りませんか。

小金井市には回ってきてないです。

市違いですからね。多分、合っていると思います。話だけ聞いて。

本多公民館なら、自転車ですぐ行ける距離です。

済みません、時間がなくなってきたんですが、お一人、お二人、簡単に何かありましたら。いいですか。

そうしたら、済みません、最後に。若者層の取り入れをとおっしゃっ

ていたので、ちょっと情報提供というか、新しく社会教育士という資格ができて、今まで社会教育主事だけしか資格がなかったんですが、社会教育士という資格を大学で出すようになってるんです。それで、初めてなんですけれども、社会教育実習が必修になったんです。なので、今、各大学では実習先をすごく探してまして、私も関係の授業を持っているんですけれども、学生は今、社会教育とか、生涯学習にとっても関心がありまして、子供のボランティアをしたいとか、高齢者の方の健康問題について何か支援したいとか、地域活動にもすごい関心があるんです。なので、社会教育実習に関して何かお話があったら、大変らしいんですけれども、公民館で受け入れていただくと、来た学生がそこで企画をしたりとか、ボランティアになったりとか、循環が生まれそうな感じですので、検討していただければと。とても受け入れは大変と聞いているんですが、ぜひ、何かありましたら、よろしく願いいたします。

國分委員長
菅沼委員
國分委員長
新井委員

センター長の方々、よろしく願いします。

関連して、貫井北なんかは結構受け入れているんじゃないの？

いつも主事の研修とかはやっている。

今まで実習していなかった私立大学なんかも、しなきゃいけなくなってきたんです。それで、学芸大学はすごく地域と連携していらっしゃるんですけれども、早稲田大学は今一生懸命探してまして。

國分委員長
新井委員
菅沼委員
新井委員
菅沼委員
新井委員
菅沼委員
國分委員長
新井委員
國分委員長
新井委員
渡邊副委員長

ああ、そう。じゃあ、ぜひ小金井市で。

ぜひ、何か受け入れていただけたら。

貫井北センターは、学芸大学と大体やっているんです。

そうですね。

どんどん受け入れたらいい。せっかくの機会ですから、ぜひ。

もうぜひ。ぜひよろしく願いします。

前向きに検討したら。

大変だけど、申しわけない。

結構、職員が大変らしいんですが。

それは、もう絶対お願いします。

前向きに考えていただけたら、いいチャンスになると思います。

科学の祭典は学芸大学の中でやっていますので、結構、高校とか、大学のボランティアの方がお手伝いといいます。

新井委員

そうなんです。やはり国立大学は地域との密着度が高いんですけれども、私立大学はそういうことがなかなかないので、今、探しているところですので、ちょっと参入させていただいて。

國分委員長
新井委員
國分委員長

教育実習のときも大変ですよ。

参入させていただけたら。ぜひよろしく願いします。

よろしく願いします。情報提供、ありがとうございます。

菅沼委員、研究大会、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

ご意見、もっとあると思うので、メールとかで流していただければありがたいなと。とりあえず、今日は仕方ないので、これで終わります。

菅 沼 委 員 その他、1件だけいい？

國 分 委 員 長 はい。

菅 沼 委 員 市報を見ておられると思うんですが、新市庁舎、仮称新福祉会館建設についての市民説明会が今日からありますので、よろしくお願ひします。

中川庶務係長 それを言おうと思っていたところでした。済みません、資料、忘れてしまいました。

國 分 委 員 長 いろいろやっていただいて、場所がとれたという話ですよ。

中川庶務係長 今、菅沼委員からご紹介いただいた、庁舎と福祉会館、小金井市庁舎と福祉会館を新築しようとしておりまして、その説明会が明日から？今日から？

菅 沼 委 員 明日から。

中川庶務係長 明日から、各地を転々として開催します。市報2月1日号に、何時に、どこでやるか載っております、おそらく新庁舎の図面が見られると思うんです。

國 分 委 員 長 新庁舎ですか？

中川庶務係長 新庁舎のほうです。前に公民館長だった前島課長が、新福祉会館担当として説明会に出席すると思いますので、新福祉会館での公民館の事業がどうなりそうかという質問をしていただいたら、多分、そちらからも回答が得られるかと思ひます。

 福祉会館の多目的室は、ほぼレイアウトが決まりまして、各階どのくらいの部屋があるとかいうのも、図面上、見られるようになりましたので、ぜひごらんになっていただけたらと思ひます。家事実習室もありますし、視聴覚室もあるという感じで、結構よさそうです。

國 分 委 員 長 いろいろ苦勞して話し合った結果が出たそうです。

 本日は長くなりまして、どうもありがとうございました。

— 了 —